

吹田市健都イノベーションパーク利用事業の実施要項等に関する質問 回答書

【受付期間：平成 28 年 8 月 29 日から平成 28 年 10 月 28 日まで】

平成 28 年 11 月 11 日時点

番号	対象資料	ページ	質問内容	回答
1	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル実施要項	P. 3 (2)	健都イノベーションパークにふさわしい進出企業を選定する為に設定された審査評価項目の中に、募集画地の入札価格を組み込まれているのはどのような目的でしょうか。	本市の公有財産は、市民共有の財産であることから、その売却に当たっては、金額の多寡で判断する一般競争入札を基本としています。健都イノベーションパークの位置付け等を踏まえ、売却最低価格、利用用途を示し応募条件等を定めた事業提案型の売却とすることとしました。そのため、事業内容だけでなく、売却価格についても一定の配点を行うこととしています。
2	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル実施要項	P. 7 (3)エ	複合医療産業拠点の形成をけん引する企業に海外売上げ比率が必要な理由をご教示願います。	健都イノベーションパークでは、国立循環器病研究センターを中心とする国際級の複合医療産業拠点の形成を目指していることから、これをけん引するにふさわしい企業として、海外での事業展開の実績を求めるものであり、健康・医療分野においても既に販路を持つ事業者を要件としています。(なお、健康・医療分野のサービスのみで海外売上高比率 10%を超えている必要はありません)
3	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル実施要項	P. 8 1	ある画地において複数画地案と単一画地案の提案が提出された場合、どのように比較し評価するのでしょうか。	国立循環器病研究センターを中心とする複合医療産業拠点の形成にふさわしい企業が、どの画地をどれだけ利用し、どのような研究開発の事業を実施するかを提案を求めており、それらについて実施要項 18 ページ「第 6 審査・選定に関する事項 2 (3) 優先交渉権者及び次点者の決定」に記載のとおり審査・選定するものです。

4	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル実施要項	P. 8 (1) ウ	画地エ又はオの通行スペース部分について、公募前の資料では幅員 16mの通行スペースは行政にて整備される道路のように見受けられましたが、事業者にて分割して整備することになったのは何故でしょうか。	健都イノベーションパークの土地利用方針について、以前までは定期借地による事業者募集を軸に検討してきましたが、国立循環器病研究センターを中心とする国際級の複合医療産業拠点の形成を一層効果的に推進するべく更なる検討を重ねた結果、売却を軸とした土地利用を進めることとしたためです。
5	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル実施要項	P. 8 (1) ウ	画地エ又はオにおける通行スペースの維持管理は、事業者側にて行うのでしょうか。また当該通路スペースにて事故等が発生した場合、その責任は誰が負う事になるのでしょうか。	通行スペース部分は、事業者が土地所有者として整備し、事業者自身の責任において管理してください。
6	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル実施要項	P. 8 (1) ウ	「画地エ又はオの利用を提案する事業者は、双方のスペースの連続性や景観等の調和に配慮した整備に努めること。」とありますが排水整備を含めた双方の調整及び指導に吹田市及び摂津市は責任を持って関与して頂けるのでしょうか。	通行スペース部分は、事業者自身の責任で連続性や景観等の調和に配慮した整備を行い、管理してください。 画地エ又はオを異なる事業者が利用する場合、事業者同士で調整を行ってください。
7	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル実施要項	P. 10 2	千里丘新町地区都市景観形成基準に千里丘中央線からの車の出入に関して、可能な限り出入しないようにとありますが、事前相談を摂津市へ伺う事は可能でしょうか。	質疑応答登録書を提出した事業者は、応募に当たって摂津市との事前の相談又は協議を希望する場合、書面での照会を行い、回答を受けることができます。具体的な照会事項を事務局が摂津市の関係窓口を取次ぎますので、別途、事務局宛に御連絡ください。

8	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル実施要項	P. 11 2	合計 5,000 m ² 以上の画地の優先交渉権者となつてから、吹田市と売買仮契約した上で議会議決を得る迄に必要とされる期間はどれくらいでしょうか。	実施要項 25 ページ「第 7 事業用地の売却に係る手続き 12 (2)」に記載のとおりです。吹田市定例会は、概ね年 4 回程度開かれます。吹田市と事業者の間で売買仮契約を締結してから、吹田市議会に提案を行い、議決を得られた時点で、本契約としての効力を生じることとなります。
9	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル実施要項	P. 11 2	優先交渉権者となった場合、議会議決前より摂津市等との役所協議を開始しても良いでしょうか。	優先交渉権者が決定して以降、関係機関との協議を妨げるものではありません。
10	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル実施要項	P. 18 (3)	選定会議の構成委員を御教示願います。	事業者の選定に当たり、吹田市健都イノベーションパーク利用事業事業者選定会議設置要領に基づき、吹田市健都イノベーションパーク利用事業事業者選定会議を設置し、本市職員のほか、外部有識者等も含め委員を選任しています。委員名簿は、審査結果の発表とともに公表します。
11	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル実施要項	P. 19 (3) ウ (ア)	※印「該当しない又は基準に満たない場合は失格」とありますが、第 1 次審査通過基準の最低点数があればご教示ください。また 1 次審査完了時での評価点の公表はあるでしょうか。	第 1 次審査の手順は、実施要項 17 ページ「第 6 審査・選定に関する事項 2 (1) 第 1 次審査 (参加資格要件に関する審査)」に記載のとおり、要件を満たすかの確認を行います。第 1 次審査では、採点は行いません。

12	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル 実施要項	P. 19 (3) ウ (イ)	提案売却価格の金額から算出される計算数値をもとに上位から配点するとありますが、算出された数値をどのように点数化されるのでしょうか。ご教示願います。	実施要項 19 ページ「第 6 審査・選定に関する事項 2 (3) ウ (イ) 提案売却価格」に記載のとおりです。 算出された数値をもとに順位づけを行い、上位から順番に 10 点から 1 点刻みで配点します。第 2 次審査に 10 者以上進んだ場合、算出された数値の順位が 10 番目以下の事業者は全て 1 点とします。
13	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル 実施要項	P. 19 P. 20	各審査項目における評価の配点を決定する際、設定されている基準があれば御教示願います。	提案内容の審査基準は、実施要項 19 ページ「第 6 審査・選定に関する事項 2 (3) ウ 提案審査基準表」の各表に示す「評価の視点」に記載のとおりです。各項目 1 点刻みで配点します。
14	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル 実施要項	P. 30 (1) ア	既存建物を解体された時に当該建築物の基礎杭等を残置されている事は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上問題ないでしょうか。既存建築物の杭等を撤去されていない理由等があればご教示願います。	実施要項 30 ページ「第 8 健都イノベーションパークの整備状況及び各事業用地の状況等 3 (1) ア」に記載のとおりです。既存建築物の杭等については、抜くことによって地盤を緩める可能性があるため残置しています。
15	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル 実施要項	P. 30 (1) ア	地下残置物を撤去する場合の安全性及び費用負担者は誰になるのかご教示願います。	実施要項 30 ページ「第 8 健都イノベーションパークの整備状況及び各事業用地の状況等 3 (1) ア」に記載のとおりです。安全性の確保及び費用負担は、事業者の責任において実施してください。(平成 28 年 10 月 17 日付で、関連する実施要項の修正を行いました。御確認ください。)

16	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル 実施要項	P. 30 (1) ア	画地エ・オにおいて、既存建物の基礎杭等が多数残置との事ですが、追加資料にて確認できる杭及び鋼矢板以外の残置構造物は無いと考えてよろしいでしょうか。	実施要項 30 ページ「第 8 健都イノベーションパークの整備状況及び各事業用地の状況等 3 (1) ア」に記載のとおりです。(平成 28 年 10 月 17 日付で、関連する実施要項の修正を行いました。御確認ください。)
17	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル 実施要項	P. 30 (1) ア	画地エ及びオの地盤調査報告書があればご教示願います。	本市が実施し把握する地盤調査報告書は、質疑応答登録書を提出した事業者向けに情報提供した関係資料のとおりです。
18	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル 実施要項	P. 30 (1) イ	画地エ及びオに埋設されている既存公共下水道施設の現状利用状況をご教示願います。	吹田市内の合流区域約 215ha の下水を流域下水道へと送る重要な幹線として供用中です。
19	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル 実施要項	P. 30 (1) イ	公共下水道の管理を目的として管理車両通行通路の確保及び地役権を設定が明記されておりますが、通路工事費、維持管理費は事業者の負担になるでしょうか。また、当該通路にて事故等が発生した場合、その管理責任は誰が負う事になるでしょうか。	管理車両の通行が可能な通路は、事業者自身の責任及び負担にて整備し、管理してください。 本市所有の下水道施設に起因する事故は吹田市が、それ以外の事故については事業者、又は、事故原因者の責任となるものと考えています。

20	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル 実施要項	P. 32 (3) ア	画地エ及びオにおいて土壌汚染は無いものと考えてよろしいでしょうか。また、今後新たに土壌汚染が検出された場合、汚染除去の費用負担は誰が負う事になるでしょうか。	土壌汚染に関する調査は、質疑応答登録書を提出した事業者向けに情報提供した関係資料のとおりです。各画地は現状有姿のまま引渡しますので、事業者の責任・負担において処理を実施してください。
21	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル 実施要項	P. 32 (3) ア	平成29年4月より土壌汚染対策法の改正により 特定有害物質にクロロエチレンが追加になりますが、当画地において当該物質は調査済と考えてよろしいでしょうか。	土壌汚染に関する調査は、質疑応答登録書を提出した事業者向けに情報提供した関係資料のとおりです。クロロエチレンの調査は実施していません。
22	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル 実施要項	P. 33 (4)	画地エ及びオからの公共下水道への排水接続について、通行スペース (P8(1)ウ) に私設の下水道管を設けて排水する必要があるとの解釈で良いでしょうか。また、他社所有の敷地を跨いで排水するようになりますが、工事及び維持管理等に於ける双方の調整及び指導に吹田市・摂津市は責任を持って関与して頂けるでしょうか。	画地エ及びオを利用する事業者は、実施要項 33 ページ「第8 健都イノベーションパークの整備状況及び各事業用地の状況等 3 (4) 摂津市下水道の公共ますの利用」に記載のとおり、事業者自身の責任において調整してください。(平成 28 年 10 月末めどに、関連する物件調書の修正を行う予定です。) 実際の工事にあたっては、摂津市と十分に協議してください。質疑応答登録書を提出した事業者は、応募に当たって摂津市との事前の相談又は協議を希望する場合、書面での照会を行い、回答を受けることができます。具体的な照会事項を事務局が摂津市の関係窓口を取次ぎますので、別途、具体的な照会事項を事務局宛に御連絡ください。

23	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル 実施要項	P. 33 (5)	9月5日締結予定の「健都イノベーションパークの土地利用に関する協定書」は締結されているのでしょうか。締結されている場合、閲覧可能でしょうか。	近日中に締結予定です。協定書の締結後、事務局において閲覧可能な状態とします。閲覧を希望する場合は、別途、事務局宛に御連絡ください。
24	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル 実施要項	P. 33 (6)	街角広場に関して、その大きさ及び内容等の基準・指導等があるのでしょうか。摂津市に相談することは可能でしょうか。	質疑応答登録書を提出した事業者は、応募に当たって摂津市との事前の相談又は協議を希望する場合、書面での照会を行い、回答を受けることができます。具体的な照会事項を事務局が摂津市の関係窓口を取次ぎますので、別途、事務局宛に御連絡ください。
25	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル 実施要項	P. 34 (9)	現在計画中の岸部中千里丘線とイノベーションパーク敷地との高低差がわかる資料をご提示頂けますでしょうか。	岸部中千里丘線の高さが分かる資料を含む岸部中千里丘線整備工事の図面資料を提供します。(事務局から質疑応答登録書を提出済の事業者に対して、個別に案内します。)
26	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 公募プロポーザル 実施要項	P. 34 (11)	「摂津市開発協議基準」協議に関して摂津市への照会を希望します。事務局の指示をお願い致します。	質疑応答登録書を提出した事業者は、応募に当たって摂津市との事前の相談又は協議を希望する場合、書面での照会を行い、回答を受けることができます。具体的な照会事項を事務局が摂津市の関係窓口を取次ぎます。

27	土地売買契約書 (案)	第 10 条 2 項	「建築確認申請を行う前に事業提案書に基づく建築計画書を甲に提出し、承認を得るものとする」とありますが、承認を得る期間はどれくらいかかりますか。	提出される建築計画書の内容を踏まえ、土地売買契約書(案)第 10 条の計画提案内容等の遵守について、吹田市と十分に協議したうえで承認を得るべきものと考えています。
28	別図 1	概略図	図中、面積(ア) 34 m ² 、(イ) 160 m ² 、(ウ) 134 m ² は、何の面積を表すのでしょうか。	本件公募とは関係のない情報であったため、概略図を修正します。(平成 28 年 10 月 17 日付で、関連する物件調書の修正を行いました。御確認ください。)
29	別図 1	概略図	画地エの管理用通路部横に表記の 12.1 は何を示すもののでしょうか。	本件公募とは関係のない情報であったため、概略図を修正します。(平成 28 年 10 月 17 日付で、関連する物件調書の修正を行いました。御確認ください。)
30	別図 1	概略図 他	画地割付図と旧下水処理場関係や既存排水の位置を示した当時の現況測量図を重ね合わせた CAD データを御提示頂けないでしょうか。	当該 CAD データが存在しないため、提供できません。
31	物件調書	P. 7 (2)	公共下水道に近接して掘削、杭の打設を行う場合届出が必要とありますが、特別に注意しておく指導等があるのでしょうか。	近接工事に際しては、公共下水道施設へ影響が生じないよう位置、工法等について検討願います。また、吹田市下水道条例第 23 条に基づく届出が必要となりますので、事前に吹田市下水道部と協議してください。

32	物件調書	P. 7	上水道本管の管径、勾配、深さ等の付設状況及び、引込みに関しての概要及び条件を御教示下さい。	基本的に前面道路に埋設されている水道配水管からの分岐工事が必要になります。引込管及びメーター口径は、計画建物の使用水量等を考慮して口径決定してください。なお、メーター口径によって納付金が必要になります。 引込管の管種ですが、口径 50mm 以下は塩化ビニール管（H I V P）、口径 75mm 以上はダクタイル鋳鉄管（D C I P）でお願いします。また、新規に引込する場合は「給水装置工事申込書」の申請が必要になりますので、摂津市に登録されている「指定給水装置工事事業者」の中から選んで申請してください。
33	物件調書	P. 8 (4)	物件調書中、画地エ及びオは、排水に関して他者の敷地を経由して本管に接続するようになっておりますが、行政協議上問題なしと考えてよろしいでしょうか。	整備にあたっては、摂津市と十分に協議してください。質疑応答登録書を提出した事業者は、応募に当たって摂津市との事前の相談又は協議を希望する場合、書面での照会を行い、回答を受けることができます。具体的な照会事項を事務局が摂津市の関係窓口に取り次ぎます。(平成 28 年 10 月末をめぐり、関連する物件調書の修正を行う予定です。)
34	物件調書	P. 8 (4) P. 11 (4)	「今後、異なる事業者が各画地を利用するようになった場合」と記載がありますが、どの時点から「今後」と述べられているのか不明です。画地エとオは同一事業者による利用を前提としている様に読み取れます。このような表現をされている意図を御教示願います。	実施要項 33 ページ「第 8 健都イノベーションパークの整備状況及び各事業用地の状況等 3 (4) 摂津市下水道の公共ますの利用」に記載のとおりです。(平成 28 年 10 月末をめぐり、関連する物件調書の修正を行う予定です。) 本件公募では、最も優れた提案 1 件を選定します。その結果、画地エと画地オを異なる事業者が利用する場合は想定されるため、記載しています。

35	様式 2-3	—	会社概要（主要業務実績リスト）について ⇒こちらは、主要業務のセグメント別売上高の推移という解釈でよろしいでしょうか。	対外的な決算説明等で用いられる資料など、主要なセグメント別の業務内容や売上高等の現状及び推移等を示す資料を提出いただければ結構です。
36	様式 2-3	—	応募法人の決算書（直近事業年度 3 期分）の単体キャッシュフロー計算書について ⇒弊社は連結決算ベースで公表していますが、単体キャッシュフロー計算書も必要でしょうか。	単体キャッシュフロー計算書も御提出をお願いします。実施要項 14 ページに記載のとおり、法人単体の決算書（直近事業 3 期分）の提出が必要です。これらに加え、連結決算を行っている場合は、連結の決算書も御提出ください。
37	様式 3-4、 様式 3-4 (別紙)	—	記載日時点（現時点）の状況を記載するため、内容が大きく変わることもありますが、そのあたりは許されるのでしょうか（どの範囲まで許されるのでしょうか）。	本件公募では事業者からの提案内容をもとに審査を行い、優先交渉権者を決定することから、提案内容の変更は原則として認められません。
38	様式 3-4	—	施設計画提案の概要の 2. 機能別の概算面積（複合用途の場合）表はどのように記入したらよろしいでしょうか。 「機能名称」等用語の意味、階など全体的に記入方法が分かりませんので記入例をいただけますでしょうか。	様式 3-4 は、幅を持たせた数字とする等あくまでも概算での記入で結構です。ただし、複数の画地を提案する事業者は、実施要項 8 ページ「第 3 提案施設の計画条件等 1 (1) 提案する施設内容の条件 イ」に記載の条件を必ず満たしてください。
39	様式 3-4 (別紙)	—	機能名称別の用途概要の 1. 機能名称別の用途概要（複合用途の場合）表はどのように記入したらよろしいでしょうか。 「機能名称」、「用途概要」等用語の意味、階など全体的に記入方法が分かりませんので記入例をいただけますでしょうか。	様式 3-4（別紙）のうち、機能名称別の用途概要の欄は、研究所又は研究機能に加え、異なる機能・用途を持つ施設等を整備する場合は、どのような機能・用途の施設等を整備する計画があるのかわかるように記載してください。

40	様式3-9	—	事業実施体制というのは、スケジュール・社内組織という理解でよろしいでしょうか。また、国立循環器病研究センター等、外部組織との連携についてもすでに事業実施体制が整備されていることも必要ということでしょうか。	実施要項19ページ「第6 審査・提案に関する事項 2 (3) ウ (ウ) 提案に関する審査項目」事業実施体制の評価の視点に沿うものであれば、記載にあたっての制限はありません。
41	様式4-2~4-4	—	記載日時点（現時点）の状況を記載するため、内容が大きく変わることもありますが、そのあたりは許されるのでしょうか（どの範囲まで許されるのでしょうか）。	本件公募では事業者からの提案内容をもとに審査を行い、優先交渉権者を決定することから、提案内容の変更は原則として認められません。
42	様式4-2	—	設計・建設業務計画の表はどのように記入したらよろしいでしょうか。記入方法が分かりませんので記入例いただけますでしょうか。	様式4-2は、契約後の設計・建設スケジュールがわかるよう、矢印等を用いて記載してください。 （平成28年10月17日付で、様式を変更しました。御確認ください。）
43	様式5-1~5-5	—	記載日時点（現時点）の状況を記載するため、内容が大きく変わることもありますが、そのあたりは許されるのでしょうか（どの範囲まで許されるのでしょうか）。	様式5-1~5-5は、提案内容を補足する資料として施設のイメージ図を記載するものであり、実際の完成図とは異なる場合があると考えます。
44	様式6-2	—	単位は円でよろしいでしょうか。	数量単位は、「千円」で記載してください。
45	様式6-3	—	損益計算書に法人税等（本件事業のみ）の記載がありますが、本社機能の移転を行う場合、会社単体の記載でよろしいでしょうか。	研究所又は研究機能に加え、異なる機能・用途を持つ施設等を整備する場合においても、健都イノベーションパークで行う事業全体を1件とみなして記載してください。（法人税等は、相当額を案分するなど適宜調整してください。）

46	様式 6 - 3	—	維持管理費は具体的には何が入りますでしょうか。	様式 6 - 3 は、維持管理費を含め、各事業費目を例示したものであり、小項目の構成は、各事業者の整理に従って記載していただいております。必要な項目があれば、適宜作成してください。
47	事業者向け提供資料(追加資料)	PDF	「04.05_正雀敷地高さ図面 (H29.4.1 見込み)」の図面において、岸部中千里丘線及び千里丘中央線に下水道管と思われる記載があり、画地エ・オ等に接続管及び柵が記載されていますが、排水可能な公共柵を各敷地内に設ける予定があるのでしょうか。	当該資料は、公共ますの位置を示す図面ではありません。今後、岸部中千里丘線に下水道管を整備する予定です。接道する画地ア及びエ内には、今後排水可能な公共ますが設けられる見込みですが、その詳細は現在検討中です。
48	吹田市健都イノベーションパーク利用事業公募プロポーザル実施要領	P. 8	複数の画地を取得したいと考えた場合、容積率や建坪率等、建築にかかわる各種制限等は、複数画地を一団の土地として考える(敷地面積を合算して計算する等)ことと理解してよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
49	質問回答書 14 (実施要項)	P. 30 (1) ア	回答書に「既存建築物の杭等については、抜くことによって地盤を緩める可能性があるため残置しています。」とありますが、廃棄物の処理及び清掃に関しては、適法であるとの理解で宜しいでしょうか。	施設の撤去については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関連する法令等を踏まえ実施しているものです。

50	質問回答書 15, 16 (実施要項)	P. 30 (1) ア	画地エ・オにおいて、地中障害物が2.0m以下に存在するとのことですが基礎杭及び鋼矢板以外の障害物として、どのようなものがあるのでしょうか、既設建物及び配管の図面開示願います。	本市では、下水処理場施設並びに施設にかかる基礎杭及び埋設管をGL-2.0mの深さまで撤去しましたが、これ以外に地中障害物が存在する可能性が排除されていないことを示したものです。
51	質問回答書 15, 16 (実施要項)	P. 30 (1) ア	上記以外の想定外の地中障害があった場合の撤去費はどのようになるのでしょうか。	実施要項30ページ「第8 健都イノベーションパークの整備状況及び各事業用地の状況等 3(1)ア」に記載のとおりです。事業用地については、現状のまま引き渡すこととしますので、撤去が必要な場合には周辺地域への影響を十分注意して、事業者の責任・負担にて実施してください。
52	質問回答書 17 (実施要項)	P30 (1) ア	画地エ及びオに関して、地盤報告書が無いとのことですが、土地売却にあたり地盤調査は売主責任において参加表明提出時まで実施され、情報提供して頂くものと考えて宜しいのでしょうか。	本市が過去に実施し、確認できている地盤調査並びに地盤調査報告書は情報提供資料のとおりです。追加の地盤調査等を必要とする場合は、事業者の負担において実施してください。
53	質問回答書 17 (実施要項)	P30 (1) ア	画地エ及びオに関して、地盤報告書が今後も提供して頂けない場合で、想定外の地盤状況であった際、別途協議、清算対応して頂くと考えて宜しいのでしょうか。	実施要項25ページ「第7 事業用地の売却に係る手続き 11」に記載のとおりです。優先交渉権者は、売買契約締結後、物件に地盤状況の隠れた瑕疵があることを発見しても売買代金の減免はできません。 なお、土壌汚染、地下埋設物に関する隠れた瑕疵についても同様に扱うものとします。このことを契約書に明記することとします。(平成28年11月11日付けで実施要項及び契約書ひな形(案)を修正しました。御確認ください。)

54	質問回答書 21 (実施要項)	P32 (3) ア	<p>土壌汚染について来年度 4 月に追加される特定有害物質クロロエチレンの調査がされていないとのことですが、売主責任において再調査していただけますでしょうか。</p>	<p>土壌汚染対策法に基づき、既に調査し、対策を講じた土壌汚染状況調査箇所については、平成 29 年 4 月 1 日の法改正による新たな調査を行う予定はありません。</p> <p>なお、平成 29 年度に実施予定の正雀調整池の撤去工事については、吹田市が新たな指定物質を含めた土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を行う予定です。</p>
55	質問回答書 22 他	—	<p>「平成 28 年 10 月末を目処に、関連する物件調書の修正を行う予定です。」とありますが、訂正が第 2 次質問提出期限後となるため、修正箇所に対する質疑に関しては別途個別に対応していただくものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>平成 28 年 11 月 1 日付で、該当する物件調書等の修正を行いました。御確認ください。</p> <p>修正内容の趣旨等を踏まえ、当該修正箇所については、平成 28 年 11 月 9 日（水）17 時まで、既に質疑応答登録書を提出済みの事業者からの質問書による質問を受付けました。</p>
56	質問回答書 30 (事業者向け 提供資料)	—	<p>画地割付図と旧下水処理場の建物位置や既設排水の位置を示した CAD データが存在しないとのことですが、事業者向け提供資料「残置物図面」CAD データ若しくは、基準点（3 点）入り PDF データを頂けませんでしょうか。</p>	<p>事業者向け提供資料「残置物図面」CAD データ及び、基準点（3 点）入り PDF データについては、資料が存在しないため提供できません。</p>
57	質問回答書 30 (事業者向け 提供資料)	—	<p>上記に併せて、公共下水道（遮集管）・人孔の位置詳細のわかる情報（CAD データ・座標データ）頂けますでしょうか。</p>	<p>吹田市公共下水道台帳の CAD データの提供は可能ですが、施設の位置については、測量を実施していないため、現地確認が必要です。</p>

58	質問回答書 47	—	画地ア及び画地エ内に排水公共柵の設置を現在検討中とのことですが、設置及び、その仕様が確定する時期は、何時になるでしょうか。また決まり次第、位置・管径等について情報開示して頂けるでしょうか。	排水公共ますの設置及びその仕様等が決定するのは、平成 29 年度を見込んでいます。(工事間調整等により完成時期が遅れる場合があります。) 仕様等の決定後、優先交渉権者に対して個別に情報提供することを想定しています。
----	----------	---	--	---

以上